

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う諸外国・地域による輸入規制に関する Q&A

農産物、水産物、加工食品及び飼料等に関する Q&A です。

農林水産省輸出・国際局

規制対策グループ

(2026年7月3日現在)

目次

はじめに.....	1
用語集.....	1
1 総論.....	2
証明書の種類.....	2
輸出証明書の発行対象国.....	3
輸出証明書の申請受付窓口・発行機関.....	3
申請者.....	4
輸出証明書に関する事例.....	4
2 輸出証明書の申請手続.....	6
輸出証明書発行全般.....	6
現地確認関連.....	8
申請方法等.....	8
輸出証明書の発行対象品目.....	9
3 システムによる輸出証明書申請の際の添付資料.....	10
確認項目及び確認書類.....	10
発行要綱に定める確認書（別記様式 1、別記様式 4—1、別記様式 4—2）.....	11
4 産地の考え方.....	13
産地証明書.....	14
生鮮食品.....	14
加工食品.....	14
加工食品の原料の考え方.....	15
5 放射性物質検査.....	17
放射性物質検査証明書.....	17
分析機関.....	17
サンプリング・ロット.....	18
6 国別事項.....	19
6—1 中国.....	19
6—2 香港.....	26
6—3 マカオ.....	32
6—4 韓国.....	33

はじめに

本 Q&A は、農産物、水産物、加工食品及び飼料等に関するものです。

酒類については、以下の所管省庁によるホームページを確認してください。

酒類

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた輸出証明書の発行について（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinihon/sake/index.htm>

用語集

本 Q&A で使用する用語は以下のとおりです。

- ・（輸出先等としての）**国**・・・国及び地域。
- ・**検査報告書**・・・指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書。
- ・**システム**・・・一元的な輸出証明書発給システム。
- ・**発行要綱**・・・食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱。
- ・**審査拠点**・・・輸出証明書の審査を行う地方農政局等。
- ・**地方農政局等**・・・地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局。
- ・**輸出証明書**・・・諸外国・地域による放射性物質に関する輸入規制に対して農林水産省が発行する証明書（日付証明書、産地証明書、放射性物質検査証明書、輸出事業者証明書）。
- ・**利用申請先**・・・システムを利用するための申請書類の提出先（地方農政局等）。

1 総論

証明書の種類

1-1 日付証明書とはどのようなものですか。

輸出される食品等に対して、平成 23 年 3 月 11 日より前に生産・加工されたことを政府機関が証明します。

1-2 産地証明書とはどのようなものですか。

輸出される食品等に対して、輸出先国の規制する都道府県以外で生産・加工等されたことを政府機関が証明します。

1-3 放射性物質検査証明書とはどのようなものですか。

輸出される食品に対して、指定検査機関が放射性物質検査を行い、その検査報告書に基づいて、政府機関が輸出先国の放射性物質基準値を超えていないことを証明します。

1-4 輸出事業者証明書とはどのようなものですか。

香港向けの輸出事業者が、我が国及び香港の放射線防護に係る関係法令、我が国の原産地表示に係る関係法令、我が国から香港への輸取出引に係る我が国及び香港の関係法令を遵守し、かつ香港に輸出しようとする食品等が我が国で一般的に販売しうる食品等であることを政府機関が証明します。

1-5 農林水産省が発行する産地証明書の代わりとなる証明書はありますか。

一部の国では、商工会議所が発行するサイン証明書、原産地証明書が産地証明書として認められています。

1-6 商工会議所が発行するサイン証明書とはどのようなものですか。

商工会議所発行のサイン証明書は、申請者が書類上に肉筆で自署された署名が、商工会議所に登録されているものと同一であることを証明することにより、その書類が署名者によって正規に作成されたものであることを証明するものです。

1-7 商工会議所が発行する原産地証明書とはどのようなものですか。

各地の商工会議所が発給する、原産地を証明する証明書です。原則、原産地証明書で証明する産地は国レベルとなっていますが、各国・地域の輸入規制においては都道府県等のレベルの産地の証明が求められています。一部商工会議所においては、原産地証明書に都道府県名等の産地を記載することを認めていないケースや、取扱いをしていないケースがありますので、詳細は地域の商工会議所にお問合せください。

1-8 輸出証明書以外の輸出に関する問合せは、どこにすればいいのでしょうか。

農林水産省ホームページ（以下の URL）で農林水産物・食品の輸出の一元的相談窓口や分野別、品目別の相談の受付窓口を紹介しています。

農林水産物・食品の輸出に関する相談窓口について

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

輸出証明書の発行対象国

1-9 輸出証明書はどの国に対して発行することができますか。

地方農政局等が輸出証明書を発行できる国については、農林水産省ホームページ掲載の発行要綱の別紙1「国又は地域別の交付対象証明区分について」及び別紙2「輸出事業者証明の申請書類について」を確認してください。

[食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱](#)

1-10 「諸外国・地域の規制措置」（PDF ファイル）に記載のない国については、輸出証明書は必要ありませんか。

記載のない国は、現時点で、相手国政府から原発事故に伴う放射性物質に関する輸入規制について通報がない国です。

しかし、輸出に際しては、必ず輸入事業者を通じる等して相手国に最新情報を確認してください。また、確認の結果、新たに輸出証明書が要、又は不要である情報を得た場合は、農水省輸出・国際局規制対策グループ（電話 03-6744-1778）まで連絡してください。

輸出証明書の申請受付窓口・発行機関

1-11 輸出証明書の取得には、どのような手続が必要ですか。

オンラインによる一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」という。）を用いて、地方農政局等の窓口に輸出証明書の発行を申請します。

申請に先立ち、システムの利用申請等の手続が必要です。詳しくは農林水産省ホームページ（以下の URL）を確認してください。

輸出証明書のオンライン申請手続

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html

1-12 輸出する品目によって、輸出証明書を発行する機関は異なりますか。

農産物、水産物、加工食品及び飼料等については、地方農政局等が輸出証明書を発行しています。水産物については、一部の都道府県でも発行しています。また、酒類は国税庁（地方国税局）

が証明書を発行しています。申請手続については、輸出する品目によりそれぞれの所管省庁・都道府県の申請窓口を確認してください。

諸外国・地域向け輸出証明書の申請窓口一覧（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/shoumei_system-187.pdf

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた輸出証明書の発行について（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinohon/sake/index.htm>

1-13 食品と酒類を混載して輸出する場合、輸出証明書を発行する機関はどうなりますか。

国・品目によっては、申請内容をまとめて輸出証明書を発行する対応が可能ですが、輸出先国によっては、通関の際にトラブルが発生する可能性があるため、予め輸入事業者等を通じて輸出先国に確認するとともに、事前に地方農政局等に相談してください。

1-14 輸出証明書の発行に手数料等は必要ですか。

政府機関による、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた輸出証明書の発行は無料です。

大阪商工会議所で受け取る場合は、要件が設定されています。詳しくは大阪商工会議所国際部（06-6944-6411）までお問い合わせください。

ただし、郵送による交付を希望する場合は、必要な額の切手を貼り付けた返信用封筒を、審査拠点に提出していただくことになります。提出方法については、事前に審査拠点に確認してください。

申請者

1-15 輸出証明書の申請は誰でもできますか。

申請者は、食品等を輸出しようとする者であり、インボイス、B/L、AWB に輸出者として記載がある者です。また、その代理人が申請者から委任を受けている場合は、輸出証明書の申請手続をすることも可能です。

1-16 輸出証明書の申請者に、代行業者や外国企業も入りますか。

代行業者等であっても、自身が輸出する場合には申請者となり得ます。申請者の代理人として申請行為を行うこともあり得ます。日本国内に所在する外国企業は、申請者となり得ますが、日本国外に所在する企業が輸出事業者として申請する場合は、日本国内に事務所を有する代理人に委任して申請する必要があります。

輸出証明書に関する事例

1-17 輸出証明書を要求している国に、見本市等に出展するため持ち込む場合、小包での送付やハンドキャリアで持ち込む場合でも輸出証明書の添付は必要ですか。

商業目的で食品を輸出する際は、輸出証明書の添付が必要となります。個人消費の目的で小包やハンドキャリアで持ち込む場合でも、国によっては輸入規制が適用されることがありますので注意してください。

小包やハンドキャリアの場合の輸出証明書の申請方法については、[本 Q&A の 2-6](#) 及び農林水産省ホームページ（国別ページ）を確認してください。

1-18 輸出証明書を要求している国に、個人消費の目的で貨物を輸出する場合、輸出証明書の添付は必要ですか。

個人用貨物に係る原発事故に起因する規制について、韓国への輸出には、輸出証明書が不要です。

その他の国は、輸出証明書の要否を明示していません。詳細については、貨物の受取り者を通じて輸出先国に確認してください。

1-19 外国で製造された製品を日本に輸入し、輸出証明書を要求している国に再輸出する場合、輸出証明書の添付は必要ですか。

輸出先国によっては、外国で製造された製品であっても、日本の港を経由したことを理由に、輸出証明書の添付を求められることがあります。これまでも、相手国当局の求めに応じて、申請があった場合は、外国産の製品であっても産地証明書等を発行しています。

なお、輸入品に不備がある等の理由によりシップバックする等の積み戻しの場合も同様な対応を行いますので、輸出証明書の添付を求められた際には地方農政局等に相談してください。

1-20 輸出先国の税関において、産地証明書でよいとされている（あるいは、いずれの輸出証明書も不要である）輸出品に対し、放射性物質検査証明書等の他の書類の提出を求められた場合、どのように対処すればよいですか。

輸出先国によっては、現場の検査官まで自国の輸入規制の内容が周知されていない場合があります。輸出先国の輸入規制措置の内容や規則を輸入事業者等から検査官に示し、説明することが必要です。検査官へ説明しても通関が認められない場合には、産地証明書等を発行した地方農政局等へ連絡してください。

2 輸出証明書の申請手続

輸出証明書発行全般

2-1 輸出証明書はどのくらいの期間で発行できるのですか。

申請を受理した日から起算して、概ね5営業日以内に発行するよう努めています。

ただし、申請内容の不備や添付書類（電子データ化されたもの）についての事実確認等が必要になる場合には、これ以上の時間を要する場合があります。

やむを得ない事由で貨物出港日の5営業日前までの申請が難しい場合には、あらかじめ審査拠点に相談してください。

2-2 即日発行について、申請時に要請すれば対応してもらえますか。

発行については、基本的に「受理した日から概ね5営業日以内」としています。

ただし、収穫当日に空輸しなければ商品価値が失われるような生鮮品などで、申請者から貨物出港日の2日以上前までに仮申請があり、数量や AWB 番号等、未定の項目を除く全ての必要事項が確認できたものについては、その商品の特性を踏まえ、他の申請者に優先した審査手続及び輸出証明書の発行を行います。

2-3 日本から第三国の経由地を利用して輸出国へ輸出される場合は、輸出証明書等は どうすればいいですか。【例：日本→シンガポール→中国】

最終的な輸出先国への輸出ルート、製品数量など証明にあたって必要な情報がわかっており、輸出される貨物が第三国の経由地で加工されない場合には、輸出証明書を発行することが可能です。第三国を単なる経由ではなく、通関する場合でも、日本を出発する時点で、契約書等の客観的な書類から、最終輸出国向け貨物の内容(品目、梱包形態、数量等)及び最終輸出国内の目的地が明らかな貨物については、輸出証明書を発行することが可能です。

また、第三国から最終輸出国内への荷物の移動手段が明らかでない場合でも、契約書等の客観的な書類から、最終輸出国向け貨物の内容及び最終輸出国内の目的地が明らかな貨物については、輸出証明書を申請することが可能です。

輸出証明書に AWB ナンバー又は B/L ナンバーの記載を求められる国には空欄のまま輸出証明書を発行しますので、第三国から最終輸出国内への荷物の移動手段が明らかになり次第、当該情報、確認書類及び全ての情報を入力した輸出証明書を速やかにシステムに登録してください。

また、香港経由で中国本土に輸出する際にも証明書が求められますのでご注意ください。

2-4 既に出港（輸出相手国には通関前）している貨物の輸出証明書を申請できますか。

出港等の後は輸出証明書の発行を行いません。

2-5 既に出港している貨物の輸出証明書は、再発行ができますか。

① 輸出証明書を紛失、破損、汚損した場合等の再発行

審査拠点に相談してください。審査拠点の了解を得た後、再発行を依頼する際には、当初発行された輸出証明書を返還する（紛失を除く。）とともに、審査拠点の指示に従って再発行の理由書を添付して再申請してください。

② 天候悪化等やむを得ない事由による再発行

天候悪化に伴う船便名・航空便名の変更や、出発港・到着港の変更、誤字・脱字や表記の統一に関する修正を求められた場合など輸出する商品の実態に係る変更がなければ、審査拠点に相談してください。

審査拠点の了解を得た後、再発行を依頼する際には、当初発行された輸出証明書を返還するとともに、審査拠点の指示に従って再発行の理由書及び修正事項を確認できる書類を添付して再申請してください。

③ 申請者の都合による再発行

申請時の転記ミス等の過誤であっても、当初発行された輸出証明書の発行申請時に提出済みの写真又は発行要綱の別記様式4-1「輸出される食品等に関する確認書」により正しい情報が審査拠点において確認できた事項（賞味期限、製造ロット番号等）については、再発防止策の内容が書面にて提出されることをもって、出港後の再発行を行う場合があります。現地通関当局が出港後の証明書の差替えを認めることを確認の上、審査拠点に相談してください。

なお、発行要綱の別紙5「確認項目及び確認書類について」に記載のとおり、輸出証明書の申請において、申請者等の条件によっては写真の添付は必須ではありませんが、上記のような場合に備え添付を希望する際は、発行要綱の別紙5「確認項目及び確認書類について」に記載の要件を満たしてください。

いずれの場合にも同じ輸出証明書の番号による再発行はできませんので、再申請（新規の申請と同じ手続）の上、新規の輸出証明書番号により発行されることに留意してください。

2-6 郵便貨物で輸出する場合やハンドキャリーで持ち込む場合の便名、システムのB/L・AWB・インボイス番号等、出発地及び出港日の各欄にどのように記載すればよいですか。

郵便貨物で輸出する場合は、郵便小包欄にチェックマークを入力し、以下のように記載してください。

- ・B/L・AWB・インボイス番号等の欄には、お問合せ番号（Item number）
- ・出発地欄は、発送した郵便局等の所在地（都道府県及び市町村名）
【（例）●●city, ●●prefecture, Japan】
- ・出港日欄は、郵便局等からの発送日

また、ハンドキャリーで持ち込む場合の B/L・AWB・インボイス番号等の欄は空欄となります。

現地確認関連

2-7 発行要綱6 (5) 「現地確認その他必要な調査の実施」とは、どのように行うのですか。

申請内容に虚偽の恐れがある場合等には、輸出証明書の発行前に、当該輸出品の生産及び流通に係る現場へ出向いて、申請書内容及び現物の確認等を行うほか、虚偽の恐れ等がない場合であっても、審査の中で同様に現場へ出向き、申請内容と現物の確認を行うことがあります。

発行後であっても、必要に応じ、申請内容及び輸出品の経路を初めとする事実関係の確認等を行います。

2-8 現地確認に立会いは必要ですか。

立会いをお願いします。申請者以外の方が立会う場合は、申請者の責任において調整をお願いします。なお、申請内容や商品について申請者へ問い合わせる場合があることをご了承ください。

2-9 現地確認の事前連絡はありますか。

事前に職員等から日時等を調整するためご連絡しますので、ご協力をお願いします。なお、現地確認を行わない場合に、その旨をご連絡することはありません。

2-10 別記様式7 に記載する貨物保管場所は、どのように記載しますか。

基本的には輸出港等において貨物が保管される倉庫を想定していますが、生産・加工等施設や包装施設等に保管されている場合は当該施設でも差し支えありません。ただし、いずれの場合であっても、申請貨物の全ロットが当該保管場所に集約されている必要があります。

また、時期については●月●日から●月●日（必要であれば時間まで）など、できる限り中2日程度が確保できる日程を記載してください。

2-11 別記様式7 の提出後、やむを得ず貨物を移動させました。修正が必要ですか。

状況に応じて、別記様式7の修正をお願いする場合がありますので、審査拠点へご連絡ください。

申請方法等

2-12 審査拠点（輸出証明書の申請先）はどこですか。

原則として、輸出しようとする食品等を生産・製造・加工、流通する施設等の所在地及び申請者の所在地のうちいずれかにある地方農政局等に申請することができます。

水産物については、次の①～④のいずれかを管轄する地方農政局等に申請することができます。

- ① 輸出しようとする水産物が水揚げされた地域
- ② 輸出しようとする水産物が加工された施設の所在地
- ③ 輸出しようとする水産物が流通する施設（保管倉庫等）の所在地
- ④ 申請者の所在地

「流通」する施設とは、輸出する港、空港及び輸出するために保管している施設が該当します。

ただし、中国向けは、水産物を除き、生産・加工した施設等の所在地を管轄する地方農政局等が発行する輸出証明書が求められますので、当該地方農政局等に申請して下さい。

2-13 日本語表記で申請できますか。

輸出証明書には英語で記載する必要があるため、日本語と英語を併記（入力）して申請してください。水産物については英語で入力してください。

2-14 輸出証明書の申請書類を郵送して申請することは可能ですか。

原則、システムのみで申請を受け付けます。

システムの不具合により輸出証明書が発行できない場合や輸出証明書の様式変更に伴うシステム申請ができない場合には、一時的に書類での申請を受け付けます。

2-15 郵送による輸出証明書の交付は可能ですか。

可能です。ただし、宛先を記入した返信用封筒に、郵送に必要な額の切手を貼り付けたものを、審査拠点に提出してください。提出方法については、あらかじめ審査拠点に確認してください。

なお、輸出証明書は信書であるため、郵便以外の手段では送付できません。また、着払いに対応しておりませんので、上記の方法を厳守してください。

輸出証明書の発行対象品目

2-18 輸出証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

輸出証明書発行の対象品目は、輸出先国ごとに異なります。農林水産省ホームページ掲載の[発行要綱](#)の別紙4-1～4-11を確認してください。

2-19 輸出証明書の申請に当たり、加工食品と水産加工品の区分はどのようになっていますか。

水産加工品は、相手国の放射性物質関係の規制において「水産物」若しくは「水産加工品」と定められている範囲の食品等です。

相手国で特段の定めがない場合、輸出関税コード（HS コード）の 01 類から 20 類に分類されている加工品で、何らかの水産物を含む場合、水産加工品とします。

なお、中国については、食品と水産物で証明書の様式が異なり、水産加工品は水産物の証明書様式を使用します。韓国については、水産物の製品形態によって規制対象となる都道府県が食品の場合とは異なりますので注意が必要です。本 Q&A の 6-5-6 を参照してください。

2-20 医薬品は輸出証明書の発行対象品目となりますか。

農林水産省が発行する輸出証明書の対象品目には、医薬品は含まれません。

3 システムによる輸出証明書申請の際の添付資料

確認項目及び確認書類

3-1 輸出証明書の申請の際に添付すべき書類はありますか。

証明内容を確認するための書類（輸出証明書に記載された事項が確認できる書類）を添付してください。必要書類は輸出先国及び輸出証明書の種類により異なります。詳細は、[発行要綱](#)の別紙5「確認項目及び確認書類について」を確認してください。

3-2 証明内容を確認するための書類は、郵送等により提出すればよいですか。

電子ファイル（PDF）化したものをシステムにより登録してください。原本を郵送等で送付する必要はありません。

3-3 輸出証明書の申請の際、システム利用に係る委任状の提出は必要ですか。

利用申請時に委託関係を確認し、ID を付与していますので、システム利用に係る委任状は不要です。

3-4 定期的に同じ商品を輸出していますが、証明内容を確認するための書類について、前回申請した際に提出したものと内容に変更がない書類がある場合、当該書類の提出を省略できますか。

省略できません。内容に変更がない場合であっても、申請の都度、証明内容を確認するための書類一式の提出が必要となります。

なお、加工品であって製造ロットが確認できる商品は、同一ロットの放射性物質検査の報告書、生鮮品の農林産物であって、ほ場及び収穫期が確認できる商品は、同一ほ場及び同一の収穫期（香港にあっては同一品種であることも必要）の放射性物質検査の報告書により、放射性物質検査証明書申請の際の確認書類となります。

3-5 製品を生産・製造した者が輸出証明書を申請する場合は、どのような確認書類が必要なのですか。

輸出商品の生産・製造者が、自ら申請する場合には、生産・加工施設の名称・所在地、生産・加工年月日等を証明するのは申請者自身であることから、輸出商品・輸出先等が確認できるインボイス、B/L、AWB 以外の確認書類の提出を特に求めていません。また、生産・製造者が代理人として申請する場合も同様です。

発行要綱に定める確認書（別記様式1、別記様式4-1、別記様式4-2）

3-6 発行要綱の別記様式1「確認書」はどのような場合に提出するのですか。

放射性物質検査のための検体採取の際に、放射性物質検査機関がやむを得ず検体を採取できない場合、検査機関からの指示に基づき、申請者等が自ら検体採取した場合に、サンプル採取日等を記載し提出するものです。

3-7 発行要綱の別記様式1「確認書」は、原本を送付する必要がありますか。

提出する際は、電子化されたものを送付し、原本は申請者が通関書類の写しと一緒に保管してください。なお、同確認書の内容に疑義が生じた場合は、発行要綱の6（5）に基づき事実を確認することになります。

3-8 発行要綱の別記様式4-1「輸出される食品等に関する確認書」は誰が、誰宛てに作成するのですか。また、必ず原本を提出する必要がありますか。

この確認書は、発行要綱の別紙5で確認書類の一つとして認めているものであり、加工された食品等を輸出する場合は、輸出証明書の申請者宛に、輸出する商品の製造者（商品ラベルに記載のある販売者含む）が作成してください。未加工の食品等を輸出する場合で、申請者が本確認書を作成する場合は、証明書の発行申請先（地方農政局長等名）宛てに、製造者又は生産者が本確認書を作成する場合は、申請者宛てに提出してください。

提出する際は、電子化されたものを送付し、原本は申請者自身が保管してください。

3-9 発行要綱の別記様式4-1「輸出される食品等に関する確認書」には、確認項目全てを記載しなければならないのでしょうか。

確認項目のうち、申請に必要な項目は空欄でかまいません。記載すべき事項は国、品目（水産物かどうか）及び輸出証明書の種類により異なります。

輸出先国	輸出証明書※1	確認項目（番号は別記様式4-1に対応）							
		1 数量、重量、包装形態	2 生産・加工施設情報	3 生産・加工年月日	4 製造ロット番号	5 原料情報	6 流通ルート	7 品種等	8 漁獲水域
韓国	産地	△	○	△※3	△※3				
	検査	△	○	△※3	△※2、※3				

輸出先国	輸出 証明書※1	確認項目（番号は別記様式4-1に対応）							
		1 数量、 重量、包 装形態	2 生産・ 加工施設 情報	3 生産・ 加工年月 日	4 製造ロ ット番号	5 原 料情報	6 流通 ルート	7 品 種等	8 漁獲水域
中国(水産 物以外)	産地	△	○	○		○※4	○		
中国(水産 物)	産地	△	○	△		△	△		△
	検査	△	○	△		△	△		△
香港	検査	△	○		△※2、※5	△※6		△※7	
ロシア	検査	△	○		△※2				

【凡例】○：必須、△：必要に応じて記載。

※1 産地：産地証明書、検査：放射性物質検査証明書

※2 輸出する商品と同一ロットの商品について行われた放射性物質検査により確認する場合に記載。

※3 生産・加工年月日、製造ロット番号、賞味期限のいずれかひとつを記載。賞味期限を記載する場合、別記様式2に当該記載欄がないため欄外等に記載。

※4 重量比で最大のもののみ記載。

※5 牛肉は個体識別番号を記載。

※6 野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳の場合に記載。

※7 生鮮の農林産物について、同一品種、同一ほ場及び同一収穫期の商品が複数回にわたって輸出される際、初回輸出時の放射性物質検査報告書を2回目以降の輸出時に再利用する場合に記載。

3-10 押印の見直しに伴い、発行要綱の別記様式1「確認書」及び別記様式4-1「輸出される食品等に関する確認書」への押印も不要になったのですか。

発行要綱の確認書（別記様式（1及び4-1））について、押印は不要となりましたが、引き続き作成者には責任を持っていただく必要があります。なお、地方農政局長等は、申請者等から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施するものとしています。また、申請書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合には、当該申請を行った者に対する証明書の発行を停止し、又は取り消すことができるとされています。

3-11 発行要綱の別記様式4-1「輸出される食品等に関する確認書」の別表の記載が必要な場合と不要な場合について教えてください。

この確認書は、輸出証明書の申請者宛に、輸出する商品の製造者（商品ラベルに記載のある販売者を含む）が作成することを基本とします。このうち、未加工の食品等については、申請者自らが確認書を作成することが可能ですが、確認書に記載されている内容の客観性・信頼性を向上させることを目的に、別表に確認先等の記載を求めることとしました。申請者は、確認項目として記載した項目について、別表記載例を参考に、確認先、確認方法及び確認した日付を記載するようにしてください。

この確認書（別記様式 4—1）、別表の記載例については、下記 URL をご参照ください。なお、別表を必要としない場合は、表自体を削除しても構いません。

（別記様式 4—1）

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/doc/shoumei_syorui-1.docx

（記載例）

加工された食品等（水産物）

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/shoumei_syorui-10.pdf

加工された食品等（水産物以外）

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/shoumei_syorui-11.pdf

未加工の食品等

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/shoumei_syorui-12.pdf

3-12 発行要綱の別記様式 4-2 「撮影した写真に関する情報申告書」はどういう場合に、誰宛てに提出するのですか。

この情報申告書は、加工された食品等を輸出する申請者が、別記様式 4-1 「輸出される食品等に関する確認書」を提出できない場合に、申請に係る実際に輸出する食品等の実物の写真及び撮影場所が分かる資料として撮影した写真に関する情報を記載して、証明書の申請先（地方農政局長等）宛てに提出するものです。

3-13 申請に係る実際に輸出食品等の実物の写真を撮影するにあたって、注意する点を教えてください。

- ① 実際に輸出商品に係る事業者（倉庫業者、運送業者又は通関業者等をいう。ただし、申請者及び当該商品の仕入れに係る事業者を除く）が写真撮影すること。
- ② 撮影日を明らかにすること。
- ③ 輸出する商品の商品名ごとかつ製造所（製造所固有記号）ごとに、商品の包装表示全体の内容が確認できること。
- ④ 輸出する荷姿全体が確認できること（梱包総数が計算可能な状態であること）

等に注意して撮影してください。以下の撮影例を参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/shoumei_syorui-14.pdf

4 産地の考え方

産地証明書

4-1 産地はどのように証明するのですか。

輸出しようとする食品等を生産・製造した場所が特定できる書類を確認することにより証明します。また、輸出先国によっては、主原料の産地を特定できる書類を確認する場合があります。

生鮮食品

4-2 生鮮農林産物の産地は、どこになりますか。

生鮮の農林産物、原料となっている農林産物の産地は、栽培、生産、収穫された土地を産地とします。

4-3 水産物の産地にはどのようなものがありますか。

水産物の産地としては、漁獲水域名、FAO 漁獲統計の海区番号や水域名、水揚げ又は加工された都道府県等があります。証明書への記載事項が国別により異なりますので記載例により記載してください。

4-4 生鮮農林水産物を輸出する場合、生産・加工施設情報の欄にどのように記載するのですか。

生鮮農林産物を輸出する場合、生産者又は農業団体（農協等）等の名称・所在地を記載してください。水産物を輸出する場合は、最終加工施設又は保管施設の名称・所在地を記載してください。中国向けに水産物を輸出する場合は、最終加工施設又は保管施設の名称、中国における登録番号、所在地を記載してください（中国における登録番号については本 Q&A [6-1-10](#) を参照。）。

加工食品

4-5 要綱別紙5の「加工された食品等」とは、何が該当するのですか。

「加工された食品」とは、菓子類、アイスクリーム類、乳製品、清涼飲料水、食肉製品、水産製品、食用油脂、麺類、調理冷凍食品、豆腐、納豆、みそ、しょうゆ、ソース類、漬物、密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰等）、茶、コーヒーなど、製造された食品が該当し、水産物や青果物、食肉などの生鮮食品を、単にカット、混合、盛り合わせ、冷蔵、凍結、解凍、乾燥したものは対象となりません。

なお、「加工された食品等」の「等」とは、飼料など食品以外のものを指します。

4-6 加工食品の産地はどこですか。

加工食品の産地は、原則、製品の最終加工地となりますが、原発事故に係る相手国の懸念が放射性物質混入であることを念頭に、輸出する商品の加工工程を確認し、個別に判断する必要があります。産地の判断が付かない場合は、輸入事業者等を通じて相手国に確認してください。

4-7 最終加工地の定義は何ですか。

製品を最終的に加工した施設の所在地を指します。1次加工と2次加工で加工した施設が異なる場合は、2次加工した施設が最終加工した施設の所在地となります。

4-8 製品の包装のみを行っている工場は、最終加工地となるのですか。

原発事故に係る相手国の懸念は、放射性物質が混入する恐れの有無です。したがって、既に個包装された商品を単に詰め替える等の包装を行う工場は、最終加工地とはなりません。

しかし、具体的なケースにより、又は、相手国により、最終加工地の判断が異なる場合があります。最終加工地の判断が付かない場合は、輸入事業者等を通じて相手国に確認してください。

4-9 外国産の製品を輸出する場合、生産・加工施設やその所在地についてどのように記載すればよいですか。

実際に商品を製造した外国の施設名称とその所在地（国名のみでも可）を記載します。ただし、中国向け水産物の場合は、国内加工がなければ外国の施設名等は書かずに、国内の最終保管施設名を記載します。

4-10 製造者を製造所固有記号で表示しているが、製造者の名称、住所等を公開していない場合、どのような確認書類を提出すればよいですか。

製造所固有記号によりウェブ上で製造者の名称、住所等の記載が確認できない場合は、販売者に電話等で問合せ、問合せた先の情報等（担当者、連絡先、確認内容）を記した申請者の誓約書など、客観的に検証可能な書類を提出してください。

加工食品の原料の考え方

4-11 主原料の定義は何ですか。

申請書に記載する範囲は輸出先国によって異なりますが、主原料とは、その品目を構成する材料の中で一番多い材料（商品に占める重量比が最大のもの）を指します。

4-12 主原料の産地の証明が必要な輸出先国はどこですか。

中国は、輸出証明書に「主原料の産地」の記載を求めています。

4-13 加工食品の原料である小麦粉の産地を記載する場合、原料の小麦の生産地か、それとも小麦粉の生産地（製粉地）を記載するのですか。

製粉地を記載してください。具体的には、国内の場合は都道府県名（北海道、福岡県等）、国外の場合は国名（韓国、米国等）を記載してください。

4-14 原料に加工食品を含む場合、主原料は何になりますか。

製造者等が作成する相手国用（輸出製品）の商品の表示に基づきます。

例) 「すし酢」は、日本国内では主原料として「醸造酢」と表示している場合がありますが、製造者等が作成する相手国用の表示が、「醸造酢」の原料である「米」の場合、米が主原料となります。「醸造酢（米）」、「米酢」と表示されている場合も同様です。一方、相手国用の表示に「醸造酢」のみ表示されている場合、「醸造酢」が主原料となります。

4-15 外国産の大豆を原料にしてA県（国内）で醤油を生産し、その醤油を使用してB県で製造した「めんつゆ」を輸出します。原料の表示欄に「醤油」とのみ記載されているのですが、原料の名称は「大豆」、原料の産地は「〇〇国」と記載すればよいでしょうか。

原料の表示が「醤油」のみの場合、原料の名称は「醤油」、原料の産地は「A県」となります。考え方は[本 Q&A の4-14](#)と同様です。いずれの場合も、「めんつゆ」の産地は最終加工地のB県となります。

4-16 飲料製品の主原料は、水と考える必要がありますか。

飲料製品の場合は、原則として水を除いて一番重量の多いものが主原料となります。しかし、水製品（ミネラルウォーター等）の場合は、水が主原料となります。

4-17 主原料の産地が外国の場合、国名を記載すればよいですか。

そのとおりです。主原料の産地が外国の場合は、国名を記載してください。

4-18 原料が加工品の場合、当該原料の産地を確認できる書類とは何を指しますか。

原料が生鮮食品の場合と同様に、原料の名称、産地（加工地）、使用割合等を確認できる書類が必要となります。具体的な確認書類については、[食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱](#)の別紙5「確認項目及び確認書類について」を確認してください。

4-19 原料の産地が不明な場合はどうすればよいですか。

中国向けは、原料産地が不明の場合、輸入が認められない状況です。

5 放射性物質検査

放射性物質検査証明書

5-1 放射性物質検査証明書と検査報告書の違いは何ですか。

検査報告書は、検査機関での検査結果のレポート（報告書）を指します。また、放射性物質検査証明書は、政府機関等が検査報告書を確認して輸出先国政府に対して発行する輸出証明書を指します。

5-2 検査機関で検査を行う必要のある国はどこですか。

放射性物質検査証明書を要求

香港、韓国、ロシア、中国（水産物のみ）等

※輸出先国、生産・加工地及び品目によって規制内容が異なります。詳しくは農林水産省ホームページを確認してください。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

5-3 輸出先国の放射性物質基準値はどのようになっていますか。

輸出先国ごとに放射性物質の基準値は異なります。一部の国については発行要綱の別紙6「放射性物質の最大許容値について」に掲載されているほか、中国向け水産物については発行要綱の別紙8に追加で検査が必要な放射性物質の基準値を示しています。

それ以外の国については、相手国に確認してください。なお、輸出する際の基準値の上限は、我が国が指定している基準値とします。

5-4 放射性物質検査の結果、検出値が輸出先国の放射性物質基準を下回っていたものの、日本国内の基準値を上回った場合は、輸出証明書を発行することができますか。

国際貿易のルールに係るコーデックスの倫理規範(CAC/RCP20-1979)には、輸出国の法律、規則を遵守していないものを輸出すべきではないと規定されています。

したがって、相手国の基準値が日本の基準値より高い場合であっても、その検査結果が日本の基準値を上回っている場合、輸出証明書を発行することはできません。

5-5 検査報告書は、日本語記載でよいですか。

輸出先国に提出するものであり、英語での記載が必要です。

分析機関

5-6 放射性物質検査を実施する機関は決められているのですか。

輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関を農林水産省ホームページに掲載する機関に限定しています。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html

次の輸出先国については、相手国により認められている検査機関での検査が求められています。検査機関については、農林水産省ホームページ（国別ページ）を確認してください。

[香港](#)。

サンプリング・ロット

5-7 放射性物質検査を行うべき製品の検体採取の頻度について、どのように考えたらよいですか。

検体採取に当たっては、放射性物質が混入するおそれが同程度と考えられる単位で行うことが求められています。

香港向けの放射性物質検査証明に用いる検査については、具体的に検体採取におけるサンプリング方法が定められているので、[発行要綱](#)の別紙5、別記様式5で確認してください。また、香港向け生鮮品の水産物の放射性物質検査の検体のサンプリングについては、[発行要綱](#) 6(4)③ウで確認してください。

香港以外の国向けの放射性物質検査証明については、特に規定はないため、製造ロットが同じ商品（同じ原料を使い、同じ製造ラインで、連続して製造された商品）を1単位として考え、同単位で少なくとも1つ以上の検体を採取すればよいと考えます。

5-8 同一タンクの製品で包装日が異なる製品を輸出する場合、それぞれの包装日ごとに検査した検査報告書を提出する必要があるのですか。

包装日が異なった場合でも、同一タンクの製品であれば、同一の製造ロットとします。

5-9 同一の製造ロットの製品を複数回に分けて輸出する場合、検査報告書の写し（コピー）を添付できますか。

香港は、検査報告書の写しを添付することを認めています。ただし、香港については条件がありますので、[本 Q&A の6-2-18](#) を参照してください。

その他の国は、写しによる検査報告書の提出の可否を明示していません。輸出事業者や通関業者等を通じて、輸出先国の現地の検査当局に確認してください。

6 国別事項

6-1 中国

農林水産省ホームページ（国別ページ）

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/china_shoumei.html

6-1-1 中国向けに食品等を輸出する場合、産地証明書及び放射性物質検査証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

産地証明書の発行対象品目は、生産・加工地、経路が 10 都県以外の食品・飼料及び新潟県産の精米です。放射性物質検査証明書の発行対象品目は、上記食品の中で「中国の輸入規制措置の概要」の「（別紙）放射性物質検査証明書発行の対象となる製品の中国側の品目分類コード」に該当する品目です。なお、その他コードの場合であっても、用途が食品の場合は HS コードを変更した上で放射性物質検査証明書を求められる場合がありますので、事前に現地の輸入業者等を通じて御確認ください。

6-1-2 中国向けの食品等に対する規制内容はどのようになっていますか。

中国の輸入規制概要（2025 年6月 29 日～）

地域		品目	規制内容
10 都県	福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品，飼料	<u>輸入停止</u>
	新潟	米	<産地証明書> 上記 9 都県以外で生産されたことの証明
		米を除く食品，飼料	<u>輸入停止</u>
10 都県以外		野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果実及びその製品、薬用植物産品	<u>放射性物質検査証明書について、中国はストロンチウム 90 等の分析報告が必要と考えており、合意に至っていないため、実質輸入停止</u> <放射性物質検査証明書> 中国の放射性物質基準に適合することの証明 <産地証明書> 10 都県以外で生産されたことの証明

	水産物	<p><放射性物質検査証明書></p> <p><u>セシウム 137、134、ヨウ素 131 については輸出ロット毎に中国の放射性物質基準に適合することの証明</u></p> <p><u>ストロンチウム 90、トリチウムについては、初回の輸出までに検査（注）を実施。輸出ロット毎に当該検査報告書のコピーを添付</u></p> <p><産地証明書></p> <p>10 都県以外で生産されたことの証明</p>
	その他の食品・飼料	<p><産地証明書></p> <p>10 都県以外で生産されたことの証明</p>

（注）本 Q&A の [6-1-3](#) を参照してください。

日本から輸出される 10 都県産の全ての食品・飼料等（新潟県産精米を除く）に対して輸入停止措置が講じられています。

10 都県産以外では、日本の政府機関が発行する輸出証明書を求められています。野菜及びその製品、水産物及び水生動物、茶葉及びその製品、乳及び乳製品、果実及びその製品、薬用植物製品については、産地証明書及び放射性物質検査証明書が必要です。

なお、放射性物質検査証明書については、水産物においては発行が可能ですが、それ以外の品目は日中両国間で検査項目に合意していないため、放射性物質検査証明書の発行ができず、実質的に輸入停止となっています。

10 都県以外で生産された上記以外の品目及び新潟県産精米については、産地証明書のみでの輸出が可能です。ただし、米については、本 Q&A [6-1-8](#) の条件を満たす必要があります。

6-1-3 ストロンチウム 90 及びトリチウムの検査はどこで行いますか。

これら 2 核種については、検査可能な検査機関及び検体数が限られていることから、水産庁が実施するモニタリング検査と兼ねて実施していくこととしています。詳しくは水産庁のホームページをご覧ください。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/suisann-kensa-koubo.html>

6-1-4 輸出する製品が、中国が放射性物質検査証明書を求めている品目の HS コードに該当するのかわかりません。

中国の輸入事業者等を通じて、輸出する製品がどの HS コードに該当するか確認してください。

6-1-5 放射性物質検査証明書及び産地証明書の申請先（審査拠点）の範囲は限られていますか。

中国向けの放射性物質検査証明書及び産地証明書については、商品を生産・加工した施設の所在地を管轄する地方農政局等が審査を実施します。管轄地域以外の地方農政局等には申請できませんので御注意ください。水産物については、次の①～④のいずれかを管轄する地方農政局等に申請してください。

- ① 輸出しようとする水産物が水揚げされた地域
- ② 輸出しようとする水産物が加工された施設の所在地
- ③ 輸出しようとする水産物が流通する施設（保管倉庫等）の所在地
- ④ 申請者の所在地又は住所

なお、海外で生産・加工された商品の場合は、申請者の所在地又は「流通」する施設を管轄する地方農政局等に申請してください。詳細は地方農政局等にお問合せください。

6 - 1 - 6 産地証明書の申請に際して、輸出する製品の生産・加工施設、出港地、中国の目的地間の運送ルートと方法を記載することになっています。具体的にどのような内容を記載するのですか。

生産・加工施設名、所在する都道府県名、運搬方法、出港地、中国の目的地名などを記載します。水産物については、上記に加え、漁獲水域、水揚げ地（港名）、保管施設名、保管施設の所在する都道府県名の記載も必要です。

6 - 1 - 7 複数品目を別添リストにより証明することはできるのですか。

中国向けの放射性物質検査証明書及び産地証明書については、証明書の様式に製品及び主原料の運搬ルートを記載する必要があるため、一品目ごとに証明書を発行することとなり、複数品目をリストにして証明することはできません。

6 - 1 - 8 精米を輸出する際、産地証明書はどの地方農政局等で発行されますか。

中国向けに精米を輸出する場合には、植物検疫条件により、中国側が指定する精米施設及びくん蒸倉庫で処理された精米のみ輸出が可能です。

※中国への精米の輸出については下記 URL を参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/kome_yusyutu/china.html

産地証明書は精米施設を管轄する地方農政局等が審査を実施します。

6 - 1 - 9 新潟県産で中国への輸入が認められている食品には、パックご飯や日本酒等の米加工品は含まれますか。

新潟県産米を原料とした加工食品（パックご飯、もち、米菓、日本酒等）及び米以外の品目については、引き続き輸入停止措置が講じられており、輸出することはできません。

6-1 - 10 水産物の証明書申請時に必要な、中国における登録番号は、何を記載しますか。

水産食品にあつてはその最終加工施設、活水産物にあつてはその最終包装施設の中国における登録番号を記載してください。

6-1-11 水産物の証明書申請にあつて、一元的な輸出証明書発給システムには、中国における登録番号を記載する欄がありませんが、どこに記載しますか。

一元的な輸出証明書発給システムでは、中国における登録番号を記載する欄はありませんので、当面の間、「生産・加工施設情報」の「名称」欄の中で、施設名称の記載の後にカンマ（,）で区切って、登録番号を記入してください。

例： MAFF Co., Ltd., Kasumigaseki Plant, CJP1234567890123

6-1-12 輸出する製品やその原料が外国から輸入したものである場合、加工施設欄には何を記載しますか。

水産物以外は、実際に商品を製造した外国の施設名称とその所在地（国名のみでも可）を記載します。水産物は、日本国内の最終加工施設の名称、中国における登録番号、及び所在地を記載して下さい。日本国内での加工が行われていないときは、最終保管施設の名称、中国における登録番号、及び所在地を記載して下さい。

6-1-13 出発地や目的地はどのように記載しますか。

出発地は日本の港（空港）名、目的地は中国の港（空港）名を記載して下さい。それぞれの国名はシステムで自動入力されるため、重複記載にならないよう留意して下さい。

6-1-14 水産物について、証明書の「製品及び包装」欄は、システムの項目では「製品の梱包形態と個数」となっていますが、どのように記載しますか。

製品の名称（一般名称あるいはインボイス記載の具体的名称）と梱包形態を記載して下さい。システムの項目名に「個数」とありますが、数量欄が別に設けられているため、個数の記載は不要です。

6-1-15 水産物の場合、漁獲水域はどのように記載しますか。

下記の「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」を参照し、輸出品（主原料）を漁獲した国内の水域名又は外国の水域名を記載してください。

例： Offshore of Hokkaido、Ise Bay、Ariake Sea、East China Sea、Seto Inland Sea、Off New Zealand

※地名・県名・国名のみ記載やFAO漁獲統計海区を記載しないでください。

参考：「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/seisen.html>

6-1-16 水産物の場合、FAO漁獲水域区はどのように記載しますか。

下記の「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」を参照し、FAO漁獲統計海区 (FAO Fishing Area) の水域名を記載してください。

例：61, Pacific Northwest など

※漁獲水域欄に記載した水域名を記載しないでください。

参考：「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/seisen.html>

6-1-17 日本から中国向けに外国産タラバガニ、ズワイガニを輸出する場合について、注意すべき点がありますか。

ロシア産のタラバガニ、ズワイガニの第三国を経由した中国への輸出に際しては、中国政府より、第三国が発給した原産地証明書及びロシア水産当局が発行した原産地証明書が求められます。よって、日本から中国向けに上記のカニを輸出する場合は、ロシア政府の発行した原産地証明書及び日本政府が発行した放射性物質検査証明書及び産地証明書の添付が必要となります。(積み戻し品も含む。) なお、ロシア以外の外国産のカニについても、日本政府が発行した放射性物質検査証明書及び産地証明書の添付が必要となっていますが、原産国の政府が発行する原産地証明書については特段の定めがないため、事前に原産国の政府が発行する原産地証明書が必要となるかどうか中国側の税関等に確認をお願いいたします。

6-1-18 外国産の水産物を日本に輸入通関して中国向けに輸出する場合、放射性物質検査証明書及び産地証明書の発行対象となりますか。

外国産の水産物の場合、日本に輸入通関して内貨扱いとなれば、製品の原産地は外国であっても製品の最終の加工地又は保管地が日本となるため、中国側から放射性物質検査証明書及び産地証明書を求められます。ただし、当該製品の最終の加工地又は保管地が、中国側の輸入停止措置の対象となる10都県に該当する場合は輸出できませんのでご注意ください。

6-1-19 水産物の放射性物質検査証明書及び産地証明書の発行要件は何ですか。

次の要件を満たす水産物に放射性物質検査証明書及び産地証明書を発行します。

- ① 輸入停止の対象となっている10都県(福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都及び千葉県)の沿岸域以外で採捕され、かつ10都県以外で水揚げ及び加工(包装等の最終製品に至るまでの全ての過程を含む。)されたものであること。なお10都県で保管されたものについては、通関の際にトラブルが発生する可能性があるため、予め輸入事業者等を通じて相手国に要件を確認するとともに、事前に審査拠点に確認してください。
- ② 放射性物質(放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134 及び 137 をいう)の検査を行い、検査結果について中国国内及び CODEX の基準値を超えないものであること。

・中国国内基準値

放射性ヨウ素 470Bq/kg 未満

- 放射性セシウム 800Bq/kg 未満
- ・ CODEX の基準
 - 放射性ヨウ素 100Bq/kg 未満
 - 放射性セシウム 1,000Bq/kg 未満

③ 水産食品にあつてはその最終加工施設、活水産物にあつてはその最終包装施設毎に、初回輸出までに、放射性物質検査機関が行ったストロンチウム 90 及びトリチウムに係る検査を実施（令和 5 年 8 月 24 日以降であつて、申請日から遡って 2 年以内であること。なお、検査を行った品目と当該輸出口の品目が異なっても差し支えありません。）し、検査結果について中国国内及び Codex の基準値を超えないものであること（放射性物質検査証明書の申請時に、検査結果報告書の写しを提出いただきます。）。

- ・ 中国国内基準値
 - ストロンチウム 90 290 Bq/kg
 - トリチウム 650,000 Bq/kg
- ・ Codex の基準
 - ストロンチウム 90 100 Bq/kg
 - トリチウム 10,000 Bq/kg（乳児用食品を除く）、1,000 Bq/kg（乳児用食品）

2 回目以降の輸出時は、輸出口毎に上記の検査結果報告書の写しの提出が必要です。

6-1-20 水産物のストロンチウム 90 及びトリチウムに係る検査結果の有効期限はありますか。

令和 7 年 7 月以降に初めて中国向けに水産物を輸出する際は、令和 5 年 8 月 24 日以降であつて、申請日から遡って 2 年以内の検査結果の写しを添付してください。2 回目以降の輸出時は、申請日から遡って 2 年を超えるものでも差し支えありません。

なお審査拠点においては、2 回目以降の輸出であるかを確認するために過去の輸出記録や過去に発給を受けた輸出証明書の写しの提示を求める場合があります。

6-1-21 水産物の証明書の発行申請前に注意することはありますか。

輸出業者（又は代理業者）は、中国側の輸入業者を通じて中国政府に事前登録することが求められています。中国政府の手続きや運用等について、中国側輸入業者を通して情報を収集し、確認した上で申請してください。また、衛生証明書の申請時には、生産日の日付の記載方法を産地証明書・検査証明書の生産日の日付の記載方法に合わせるようにしてください。例えば、生産日が「2/22、2/23、2/24」と複数の場合、衛生証明書の生産日の記載方法を、産地・検査証明書の記載方法「2/22～2/24」に合わせてください。記載方法が異なると通関できませんので注意してください。

6 - 1 - 22 水産物の検査報告書に記された放射能検査日が数日間にわたっている場合、放射性物質検査証明書の検査日はいつにすればいいですか。

最終日としてください。

6-2 香港

農林水産省ホームページ（国別ページ）

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html

6-2-1 香港向けの食品等に対する規制内容はどのようになっていますか。

香港の輸入規制概要

地域	品目	規制内容
10 都県（宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野）	水産物（活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥又はその他保存食品）、海塩及び海藻（加工品を含む）（注）	輸入停止 ※ALPS 処理水の海洋放出に伴う措置
福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳	輸入停止
茨城、栃木、群馬、千葉	野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳	<放射性物質検査証明書> 香港の放射性物質基準に適合することの証明 <輸出事業者証明書> 日本、香港の表示、貿易等の関係法令に違反していないことの証明
福島、茨城、栃木、群馬、千葉	食肉及び家禽卵	<放射性物質検査証明書> 香港の放射性物質基準に適合することの証明

（注）輸入停止品目となる水産物として、香港政府は活、生鮮、冷蔵、冷凍品のほか以下のようなものを挙げています。また、10 都県で包装されたのみの水産物も輸入停止品目の対象となります。輸出される水産物が輸入停止品目に該当するかは、事前に現地の輸入業者等を通じて御確認ください。

- ・乾燥品：乾燥したアワビや貝類
- ・その他保存食品：一夜干し、缶詰、真空パック又は加熱処理した水産物

6-2-2 香港向けに食品等を輸出する場合、輸出証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

5 県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）産の食肉及び家禽卵には、放射性物質検査証明書が必要であり、4 県（茨城、栃木、群馬、千葉）産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳には、輸出事業者証明書と放射性物質検査証明書が必要です。

5 県産の上記輸出証明書の発行対象品目について、香港にて全ロット検査が行われています。

なお、福島県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳並びに 10 都県（宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野）からの水産物（※）（活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥又はその他保存食品）、海塩及び海藻（加工品を含む）は輸入停止です。

（※）ここで言う「水産物」とは、魚、甲殻類、両生類またはその他の形態の水生生物を意味します。海産物だけでなく、河川や池、湖で漁獲したものも含まれます。

6-2-3 水産物の輸出において、輸入停止地域以外で水揚げし、輸入停止地域で加工した場合は輸入停止措置の対象となりますか。

これらの製品について、輸入停止地域で加工された場合、輸入停止措置の対象となります。

6-2-4 輸入停止地域で生産された海塩を使用して製造した加工食品は輸入停止措置の対象となりますか。

輸入停止地域で生産された海塩を使用して製造した加工食品は、輸入停止措置の対象とはならないと香港政府からは聞いています。

6-2-5 輸入停止地域以外からの水産物で、輸入停止地域での積替え、輸入停止地域に所在する空港の経由等、輸入停止地域を通過するのみの場合については輸入停止措置の対象となりますか。

輸入停止地域以外からの水産物は、輸入停止地域で積み替えまたは通過するのみであれば、輸入停止措置の対象とはなりません。

6-2-6 香港向けの食品に対する輸出証明書は2種類ありますが、それぞれ別々の地方農政局等に申請してもよいでしょうか。

4 県（茨城、栃木、群馬、千葉）産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳については、放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書の2つの証明書が必要となりますが、両証明書は、同一の各地方農政局等に申請してください。

6-2-7 食肉にはどのようなものが該当しますか。

冷凍、冷蔵の食肉です。ハム、ソーセージ等加工品は含みません。

6-2-8 家禽卵に液卵や粉末卵も該当しますか。

液卵、粉末卵も、輸出証明書の対象品目となります。

6-2-9 牛乳、乳飲料、粉乳の輸出において、原料が輸入停止地域のものを含んでいる場合は輸入停止措置の対象となりますか。

これらの製品について、原料に輸入停止地域のものを少量でも使用している場合、香港側は輸入を認めていません。

4 県（茨城、栃木、群馬、千葉）産の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳の輸出について、放射性物質検査証明書を申請する場合には、原料産地等の記載があるものや、申請者本人又は取引先による確認書（発行要綱の別記様式 4）などの添付が必要となります。

6-2-10 青果物について放射性物質検査の検体採取時のロットはどのように考えればよいですか。

原則として、同一の集出荷施設・選別施設で、ある 1 日に選別・荷造りされた同一種類の青果物を一つのロットと考えます。

6-2-11 放射性物質検査の検体採取は、具体的にどのように行うのですか。

牛肉は個体ごとに検体を採取することとなっています。

一方、牛肉以外は輸出しようとする商品の荷物（ロット）ごとの梱包数に応じて香港が定めた採取数を、検査機関の指示に従い採取します。

例えば、荷物ごとの梱包数が 1,000 箱なら、そのうちの 5 箱から検体を採取します。採取した検体は混合して 1 検体として検査することができます。詳細については、事前に審査拠点又は香港向け登録検査機関に相談してください。

表 輸出しようとする商品の梱包数に応じた開梱数(採取数)

1 ロットの梱包数	開梱数(採取数)
$N \leq 2$	1
$3 \leq N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$1200 < N$	8

6-2-12 発行要綱の別紙 5（2（7）のオ）に、「生鮮品の農林畜産物の放射性物質検査の検体採取については、検体を採取する対象と輸出する商品との間での同等性について地方農政局等が確保できる場合は、ほ場、貯蔵庫等からの事前採取ができる。」とありますが、こういった場合に、ほ場や貯蔵庫で同等性があると判断できますか。

ほ場での事例については、以下の①～④全てについて審査拠点が確認できる場合等、同等性があると判断します。

- ① 輸出する商品を生産するほ場（農業者）が全て明らかであり、そこでの検体採取が可能であること
- ② 輸出する商品と同一の品種であること
- ③ 輸出する商品と同一の栽培管理を行っていること
- ④ 輸出する商品と同一の収穫期であること

貯蔵庫での事例については、適切なロット管理を行って貯蔵されており、どの商品が輸出しようとする商品であるかが確認できる場合、同等性があると判断します。

詳細については、事前に審査拠点に相談してください。

6-2-13 「放射性物質検査の検体採取の立会い」は、どのように行うのですか。

牛肉は、対香港輸出食肉取扱施設を通じて、当該施設の所在する都道府県職員、国の職員又は輸出・国際局長が認める者に検体採取の立会いを依頼して下さい。牛肉以外は、都道府県職員、国の職員又は輸出・国際局長が認める者に立会いを依頼してください。

立会いの頻度は、品目にかかわらず、初回輸出時及び以後6ヶ月を超えないこととします。

なお、立会いの際に都道府県職員、国の職員又は輸出・国際局長が認める者は、輸出される現物の梱包リスト等を確認した上で、検体採取の抽出を指示します。

6-2-14 「現地確認その他必要な調査の実施」とは、具体的にどのように行うのですか。

申請書の記載内容や当該輸出品、検体採取方法等の確認を行います。

例えば、輸出証明書の申請や発行の際に、現場へ出向いて、申請書の内容及び現物（検体採取の際のリスト等と実際に輸出される製品が同一であるかなど）、具体的な検体採取の記録等の確認を行います。

また、現地確認の際に、必要に応じて、審査を行う農政局の職員等が輸出するロットからサンプルを抽出して検査を行うことがあります。

6-2-15 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。

香港当局が指定した検査機関で検査する必要があります。検査機関一覧は農林水産省ホームページ（国別ページ内）にある「香港向けに輸出される食品（食肉及び家禽卵等）にかかる放射性物質検査機関一覧」を確認してください。

6-2-16 香港で全ロット検査又はサンプル検査を行っており、その結果、放射性物質が検出された場合に輸入が認められないと聞きましたが、放射性物質の基準値以下の微量検出でも輸入できないのですか。

香港当局が行う水際検査において、微量でも放射性物質が検出された場合は、輸入事業者に自主的廃棄やシップバックを求めることがあり、留意が必要です。

また、このことを踏まえると、日本での放射性物質の検査結果が不検出（ND）以外の場合、上記の対応となることが想定されるため、この点についても留意が必要です。

6-2-17 香港当局が行う水際検査に時間がかかりすぎるため、生鮮食品の輸出の支障になっていると聞いたのですが、実態はどうなのでしょう。

香港当局は水際で全ロット検査又はサンプル検査を行っていますが、船荷については、検査完了まで数日程度を要している模様です。香港当局は、2019年7月より検査期間の短縮を目的とした改善措置を実施し、その期間は短縮されているとのことですが、一定の時間はかかることが見込まれますので、現地の輸入事業者や香港当局に事前にご確認、ご相談されることをお勧めします。

(香港当局が実施した改善措置)

- ・水際検査の申請・通知手続等の電子化(書面による手続をEメール化)の実施
- ・腐敗しやすい食品である場合には優先的な検査を実施

6-2-18 発行要綱の別紙5(2(7)カ)に、「同一のロットの商品が複数回にわたって輸出される場合、初回輸出時の放射性物質検査報告書を2回目以降の輸出時に再利用することができる。」とありますが、こういった場合に同一ロットと判断できますか。

同一ロットとは、青果物であれば、原則として、同一の集出荷施設・選別施設で、ある1日に選別・荷造りされた同一種類の青果物を一ロット(本Q&Aの6-2-10を参照)、牛乳・乳飲料・粉乳や青果物の加工品等であれば、製造ロットが同じ商品(同じ原料を使い、同じ製造ラインで、連続して製造された商品)を一ロット(本Q&Aの5-7を参照)と考えます。

本規定が適用される具体的な事例としては、青果物等で、集荷や調製選別後に貯蔵施設等で同一のロットとして管理されているものが複数回に分けて輸出される場合や、冷凍保管されている同一製造ロットの肉類や加工果実が複数回に分けて輸出される場合等が想定されます。

生産ほ場や産地、製造場所が同じであっても、収穫時期や調製選別時期等が異なり同一のロットとして判断できない農産物や、製造ロットが異なる商品については、本規定は適用できず、輸出ごとに放射性物質の検査を行う必要があります。

なお、検査報告書を再利用する場合、写しでも可とします。

6-2-19 発行要綱の別紙5(2(7)キ)に、「同一品種、同一ほ場及び同一収穫期の商品が複数回にわたって輸出される場合、初回輸出時の放射性物質検査報告書を2回目以降の輸出時に再利用することができる。」とありますが、何をもって同一収穫期と判断するのか、また、この取扱いの対象となる商品とは何ですか。

同一収穫期については、産地、品種、栽培管理方法等の違いで様々なケースが考えられますので、その都度判断することになりますが、作型(品種、栽培環境、栽培管理方法等)が同一であることや出荷時期が連続して同じであること等が判断材料になります。

なお、対象となる商品とは、生鮮の野菜、果実となります。

6-2-20 輸出事業者証明書は1年間有効とありますが、輸出業務のどの時点において有効期間内であることが求められますか。

香港到着時（通関時）に有効期間内であることが求められます。早めの継続申請を行い、有効期間に余裕を持った輸出を行ってください。

なお、香港当局は原本の添付を求めていますので、有効期限内に複数回輸出する場合には、放射性物質検査証明書発行時に、併せて輸出事業者証明書の原本を農政局から発行します。

6-3 マカオ

農林水産省ホームページ（国別ページ）

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/macao_shoumei.html

6-3-1 マカオ向けの食品に対する規制内容はどのようになっていますか。

マカオの輸入規制概要

地域	品目	規制内容
10 都県（宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野）	生鮮食品、動物性食品、海塩及び海藻（野菜、果実、乳及びその製品、水産及び水産製品、肉及びその製品、家きん卵等を含む）	輸入停止 ※ALPS 処理水の海洋放出に伴う措置

（注）輸出される食品が輸入停止品目に該当するかは、事前に現地の輸入業者等を通じて御確認ください。

6-4 韓国

農林水産省ホームページ（国別ページ）

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/korea_shoumei.html

6-4-1 韓国向けの食品等に対する規制内容はどのようになっていますか。

韓国は、日本から輸出される全ての食品・飼料等について、日本の政府機関が発行する証明書を求めるとともに、一部の地域の品目には輸入停止措置を講じています。

輸入停止の地域・品目及び留意事項等については、農林水産省ホームページ「韓国向け輸出証明書等の概要について」（上記 URL 内）を確認してください。

6-4-2 韓国向けに食品等を輸出する場合、輸出証明書の発行対象地域・品目はどのようになっていますか。

規制対象地域・品目と要求される輸出証明書の種類は以下のとおりです。ただし、**輸入停止の地域・品目を除きます**。水産物については、6-4-6 に詳細説明していますのでそちらをご覧ください。

地域	品目	輸出証明書の種類
北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（8 都道県）	水産物	放射性物質検査証明書
宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡（13 都県）	全ての食品 ※輸入停止品目及び水産物を除く。	
北海道、青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（12 都道県）	養魚用飼料、魚粉	
青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡（9 県）	その他の飼料（牛、馬、豚、家禽等）	
16 都道県以外 （北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島 以外）	水産物	産地証明書
13 都県以外 （宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡 以外）	全ての食品 ※輸入停止品目及び水産物を除く。	

6-4-3 生産・加工年月日又は賞味期限を記載することが必要ですか。

生産・加工年月日、製造ロット番号、賞味期限のいずれかを記載してください。

6-4-4 放射性物質検査証明書の申請に必要な放射性物質検査について注意すべき点がありますか。

放射性物質の核種（ヨウ素 131、セシウム 134 及びセシウム 137）別の検査結果が必要です。

また、韓国側の水際検査で放射性物質が微量でも検出されれば、ストロンチウム及びプルトニウム等の検査証明書を追加で要求されることとなっています。

このため、検査報告書の結果に放射性物質が微量でも検出していれば、韓国側から場合によっては、ストロンチウム及びプルトニウム等の検査証明書を求められる可能性があることに留意してください。

また、加工品以外の水産物（活・冷蔵・冷凍等）の場合は、検出限界値0.7Bq/kgまたは測定時間2000秒を基準としての検査としてください。

なお、韓国へ輸出された日本産食品については、韓国の通関段階での検査が行われる場合があり、放射性セシウム（ $^{134}\text{Cs}+^{137}\text{Cs}$ ）又はヨウ素（ ^{131}I ）が0.5Bq/kg以上（小数点第一位を四捨五入して1Bq/kg以上）検出されれば、輸入者に放射性ストロンチウムやプルトニウム等17核種の追加的な放射性物質検査証明書が求められます。

6-4-5 韓国は、韓国国内での水際検査において少しでも放射性物質が検出された場合は、ストロンチウム、プルトニウムの追加検査を義務付けているが、日本で検査できる検査機関はありますか。

日本国内でストロンチウム及びプルトニウム検査を行うことのできる機関は極めて限られており、また、検査に時間（1か月程度）を要するため、実際には、追加検査を求められた場合に対応することは困難な状況となっています。

6-4-6 韓国向け輸出水産物の製品形態による韓国側の輸入規制対象となっている都道府県等について、詳しい解説をお願いします。

韓国側の輸入規制の対象となっている「製品の原料の産地」及び「最終の加工地又は保管地」に係る都道府県毎の区分は、製品形態別に以下のとおりとなっています。（「製品の原料の産地」及び「最終の加工地又は保管地」の両方又はいずれか片方が該当する場合。）

1. 韓国側において「加工品」として扱われるものを輸出する場合

- ① 放射性物質検査が必要となる都道府県（13都県）：福島県、群馬県、茨城県、栃木県、千葉県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、神奈川県、静岡県、東京都
→「検査証明書」の申請が必要
- ② 上記①以外の都道府県
→「産地証明書」の申請が必要

2. 「養魚用飼料」及び「魚粉」を輸出する場合

- ① 輸入停止となる都道府県（4県）：福島県、群馬県、栃木県、茨城県
→輸出不可
- ② 放射性物質検査が必要となる都道府県（12都道府県）：北海道、青森県、岩手県、宮城県、

千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県、鹿児島県

→「検査証明書」の申請が必要

③ 上記①及び②以外の都道府県

→「産地証明書」の申請が必要

3. 上記1及び2以外の製品（活・生鮮・冷凍水産物など）を輸出する場合

① 輸入停止となる都道府県（8県）：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県

→輸出不可

② 放射性物質検査が必要となる都道府県（8都道県）：北海道、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県、鹿児島県

→「検査証明書」の申請が必要

③ 上記①及び②以外の都道府県

→「産地証明書」の申請が必要

※ なお、輸出する製品が上記1～3のどの形態に該当するかは、事前に韓国税関等に確認した上で申請をお願いします。

6-4-7 日本から韓国向けに外国産タラバガニ、ズワイガニを輸出する場合について、注意すべき点がありますか。

ロシア産のタラバガニ、ズワイガニ※の第三国を経由した韓国への輸出に際しては、韓国政府より、第3国が発給した原産地証明書及びロシア水産当局が発行した原産地証明書を求められます。

よって、日本から韓国向けに上記のカニを輸出する場合は、ロシア政府の発行した原産地証明書及び日本政府が発行した放射性物質検査証明書又は産地証明書の添付が必要となります。（積み戻し品も含む。）

なお、ロシア以外の外国産のカニについても、日本政府が発行した放射性物質検査証明書又は産地証明書の添付が必要となっていますが、原産国の政府が発行する原産地証明書については特段の定めがないため、事前に原産国の政府が発行する原産地証明書が必要となるかどうか韓国側の税関等に確認をお願いいたします。

※対象となるカニ

- ・活、生鮮、冷蔵、冷凍のタラバガニ、ズワイガニ
- ・韓国 HS コード：0306.24-1020 (Live Fresh or Chilled Snow Crab)
0306.24-1090 (Live Fresh or Chilled King Crab)
0306.14-9090 (Frozen Snow Crab)
0306.14-2090 (Frozen King Crab)

6-4-8 外国産の水産物を日本に輸入通関して韓国向けに輸出する場合、放射性物質検査証明書又は産地証明書の発行対象となりますか。

外国産の水産物の場合、日本に輸入通関して内貨扱いとなれば、製品の原産地は外国であっても製品の最終の加工地又は保管地が日本となり、韓国側から証明書を求められます。

なお、輸入停止となる都道府県や対象となる証明書の種別については、製品の形態及び製品の最終

の加工地又は保管地によって異なりますので、詳細は本 Q&A の 6-4-6 を御参照下さい。

6-4-9 日本の漁船が公海で操業し漁獲した水産物を、日本に寄港せず、洋上で運搬船に転載して直接韓国の港に水揚げする場合や、外国の港に一旦水揚げした後、現地で加工又は保管し韓国に輸出する場合、放射性物質検査証明書又は産地証明書の発行対象となりますか。

この場合、漁獲物が日本を全く経由しないこととなりますが、日本漁船が漁獲したものとして内貨扱いとなり、韓国側から証明書を求められます。

なお、原産地が外国で、製品の最終の加工地又は保管地も船上あるいは外国の港であるため、証明書の種別は産地証明書となります。

また、この場合の証明書の原産地を記入する欄については、実際に漁獲した外国の海域を記載することとなり、具体的にはFAOの漁獲統計海区番号（例：FA000）や緯度経度（例：S00-S00、W000-W000）を記載する場合があります。

一方で、最終の加工地又は保管地の欄については、洋上転載の場合は転載した場所の緯度経度（例：S00-S00、W000-W000）となり、現地で加工又は保管をしていれば現地の名称（例：00TOWN、00CITY）を記載する場合があります。なお、これらの項目の記載に当たっては特に定められたルールがないため、念のため、事前に韓国側の税関に確認することをおすすめします。